

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	大師公園	評価対象年度	平成20年度
事業者名	・事業者名 財団法人川崎市公園緑地協会 ・代表者名 理事長 土田 勲 ・住 所 川崎市中原区等々力3番12号	評価者	南部公園事務所長
指定期間	平成18年 4月 1日～平成21年 3月31日	所管課	環境局緑政部南部公園事務所

2. 事業実績

利用実績	大師公園内の各施設を利用する方の立場に立ち、何度でも利用したくなるような公園となる様に維持管理の充実を図った。 運動施設の利用者については前年度に比べ増加した。中国式庭園である瀟秀園については、利用者が減少に転じた。しかし、車椅子利用者の利便性向上のため、裏門を常時開放したことは評価できるものである。
収支実績	外部委託した高木剪定、トイレ清掃及び秀湖清掃等について、委託料の縮減に努め、効率的に予算を執行することができた。その結果として、川崎市からの指定管理事業収入に剰余金が生まれ、その剰余金を利用して公園内施設の改修を行うなど、公園に還元することができた。
サービス向上の取組	平成18年度からの2年間で蓄積された技能及び知識を駆使し、作業手順及び注意事項等を定めたマニュアルに基づき、サービスの向上に努めた。また、日常の施設点検に際しては、事故につながる危険を未然に防止し、安全に安心して公園を利用していただけるよう巡視や定期点検の徹底を図った。

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
利用者満足度	利用者満足度	利用者のニーズ等を捉えるための具体的方策を実施しているか	12	4	9.6
		利用者ニーズ等を適切に分析しているか			
		意見・要望の収集方法は適切だったか(十分な意見・要望を集めることができたか)			
	事業成果	事業実施における自己評価を行っているか	8	3	4.8
当初の事業目的を達成することができたか					
(評価の理由) 意見箱を設置し、寄せられた意見及び要望を可能な限り公園の管理運営に反映し、それについて、後日意見箱の横に管理者としての考え方及び対応した結果について掲出した。 また、地域住民との協働、ライブコンサートの実施は、当初からの計画ではあるが、自主管理花壇の創設に代表される地域住民の方々の積極的な公園管理運営業務への参画を促し、結果として、地域住民の方々に管理運営面でも協力を得られ、予想以上の波及効果を創出することとなった。					
収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか	9	4	7.2
		支出に見合う事業が行われているか			
		効率的な執行等、経費削減の具体的な取組は為されたか			
	適切な金銭管理・会計手続	指定管理経費とその他業務に係る経費を区分し、適切に管理しているか	6	3	3.6
事業収支に関して適正な会計処理が為されているか					
(評価の理由) 年度当初から費用対効果を強く意識し、予算の効率的及び効果的な執行ができたことから、指定管理者への応募時点から提案していたとおり、剰余金を利用して、案内看板及びターザンロープの改修など、公園に還元した点は大いに評価できる。 また、収支予算書と収支決算書を比較し、適正な予算執行が行われていることが確認できた。					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	9	3	5.4
		サービスの利用促進への具体的な取組が為されているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	業務改善によるサービス向上	業務の遂行にあたって、現状分析、課題把握に取り組んでいるか	9	3	5.4
		業務改善が必要な場合に、改善策の検討と実施が行われているか			
	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組が為されているか	9	4	7.2
利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか					
(評価の理由) 大師公園内で行われるイベント及び川崎市からのお知らせ等を掲出することで、公園の利用を促すとともに、情報伝言板を設置して、公園利用者が相互に情報交換できる体制を整えた事は、公園利用者にとって有益なことである。また、意見箱に寄せられる意見、要望及び苦情等を通じ、公園利用者、ひいては近隣住民のニーズを理解し、より良い公園の管理運営に役立てようとする姿勢がうかがえる。その中でも特に評価することができるのは、ホームレスの滞留が減少し、利用者が快適に公園を利用できるようになったことで、意見箱へのホームレスに係る苦情等がなくなったことである。					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか	6	3	3.6
	連絡・連携体制	定期または随時の会議等によって所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	再委託管理	再委託先との連携調整が適宜・適切に行われ、業務の履行についても適切な監視・確認が為されているか	4	3	2.4
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修・会議等が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか			
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	4	4	3.2
		緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築しているか			
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	4	3	2.4
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか			
環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	2	3	1.2	
<p>(評価の理由)公園を管理する上で最も重要な指標である安全及び安心に係る体制の構築については、公園の管理運営に携わるスタッフに対して研修会を開催し、管理技術及び知識の向上を図るとともに、公園内に点在する危険箇所についてはハザードマップを作成し、スタッフ間で情報を共有することで、事故を未然に防止する体制を構築したといえる。さらにハザードマップの作成により、それを有効活用し重点的な巡視を図ったことから、利用者が安全に安心して公園を利用できたことは評価できる。方が一事故が起った際にも、適切な処置及び連絡体制が確立され、迅速な対応や体制を整えている。また、近年の世界的関心事項である環境問題についても、川崎市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷の低減に努め、企業の社会的責任を十分に果たしている。</p>					
適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	18	4	14.4
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか			
	清掃業務	施設内の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか			
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
	植栽管理	植栽等の維持管理を適切に実施しているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか			
<p>(評価の理由)公園内巡視、清掃及び草刈等の基本管理項目、園路、広場、遊戯施設、休憩施設、給排水、電気施設等の施設管理項目、高木、中低木等の植物管理項目についての水準を設定し、その水準を確実に実施していた。さらに、高木管理の剪定、施設管理の園路、広場のゴミ箱清掃、落葉対策及び遊戯施設の定期点検等について、指定管理者公募要綱に提示した水準を上回り実施したことは大いに評価できる。</p>					

4. 総合評価

評価点合計	70.4	評価ランク	C
-------	------	-------	---

注)評価点:100点満点。評価ランク:5段階評価

A:90点以上 B:80点以上90点未満 C:60点以上80点未満 D:40点以上60点未満 E:40点未満

A:特に優れている B:優れている C:適正である D:改善が必要である E:問題があり適切な措置を講じる必要がある

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

公園利用者が何を求めているかを意見箱を通じて認識し、それを研修会等において公園管理スタッフ間で共有した。その結果、スタッフ間の連携が高まり、様々な公園の管理運営に資する取組が実行された。また、その取組が地域住民の方の公園の利用を促し、公園利用者間の人間関係形成の場として、ひいては地域のコミュニティー形成に一役買うという好循環を生み出している。これらの点は、過去2年間の実績なくしては得られないものであることから、平成20年度の評価に限らず、3年という指定期間で捉えても評価できる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

平成20年度は、公園内で器物損壊等の悪戯が16件も発生したことから、警察への巡回強化の依頼及び南部公園事務所への逐次の報告、さらには警備を含む管理運営体制の変更等、可能な限り悪戯を未然に防ぐ体制を構築していただきたい。また、利用者からの苦情等については、言葉遣いをはじめ懇切丁寧な接遇に努めていただきたい。最後に、瀋秀園裏門からの入場者数の把握方法については、別途対応可能か否か検討が必要である。